

		<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、出生率が低下した世代や労働力率が低下した世代に対して、給付の調整が行われるべきではないか。ただし、経済の低迷により、被保険者数が減少したり賃金が低下したため年金財政が悪化した場合は、賦課方式の公的年金について年金額を引き下げることが妥当。(堀) <p>【現役世代の可処分所得に応じた給付とすることで調整が可能とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現役世代の可処分所得に応じて年金額をスライドさせることにより、可処分所得ベースの代替率を維持しつつ、人口変動に対応した調整を行うことが可能。(大山・山口・向山) 	
<p>④現在受給している年金の扱い</p>	<p>○将来世代に対して保険料負担の引上げや給付水準の適正化を求める場合、現在の年金受給者に対しても、給付水準の適正化を求めることについてどう考えるか。また、その場合の方法についてどう考えるか。</p>	<p>【既裁定年金についても適正化を検討すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法29条との関連において慎重に検討が必要だが、私見では既裁定年金を適正化することについて十分な公共性がある。(神代) ・既裁定年金も適正化(物価スライドを停止した従前額保障方式)(堀) ・年金制度の維持、存続のため、既裁定者も現役世代の負担の痛みの一部を分かち合う気持ちを持ち、世代間のアンバランスを縮小させることが望まれる。(岡本・矢野) <p>【既裁定年金について賃金スライドを復活すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現役世代とのバランスをいうのであれば、既裁定の年金額の物価スライドのみでは足りず、賃金スライド(ネット・ネット方式)の復活が是非とも必要。(大山・山口・向山) 	
<p>4. 国庫負担の引上げと安定的な財源の確保 ①国庫負担水準の引上げ</p>	<p>○社会保険方式における国庫負担の意義をどう考えるか。</p>	<p>【低所得者も含めて社会保険制度により保障を及ぼすためとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険方式の年金給付の財源の一部を税収に求める根拠は、我が国公的年金が、低所得者を含む国民皆年金の制度となっているからと考えられる。(神代) ・社会保険制度に対して国庫負担が行われるのは、本来は一定の保険料負担能力を前提にして成立する保険システムの中に、負担能力の乏しい低所得者をも包括したことに伴う政策コストとして考えられる。(山崎) ・年金制度の基本的な精神は、自分の老後の所得は自分の所得で確保することにあり、その意味では、加入して保険料を支払う 	

社会保険が理念上相応しい。ただし、我が国では年金においても社会扶助の方式がとられているので、税財源が加わるのは理念上当然。〈再掲〉（若杉）

【年金の給付の構造を所得比例構造としたときに、補足的な給付を国庫負担で考えるべきとの意見】

- ・ 拠出インセンティブのメリットがある賦課方式で所得比例の制度と併せて、累進所得税を税源とする一般財源によるミニマム年金を創設すべき。〈再掲〉（大澤）
- ・ スウェーデン方式を参考に、所得比例とし、無・低年金者に対して税財源による保証年金をあててはどうか。〈再掲〉（杉山）
- ・ 2階建て構造の骨格についても当面は維持するが、中長期的には所得比例の1階建てへの移行も、拠出と給付の関係が明確で支持が得られやすい。その際は、税財源によるインカムテスト付きの最低保証年金を設けることを検討。〈再掲〉（堀）

○基礎年金の国庫負担の水準についてどう考えるか。

【2分の1への引上げが必要とする意見】

- ・ 将来の保険料（特に第1号被保険者の保険料）を負担可能な範囲に収め、また制度未加入者の加入・保険料未納者の納付へのインセンティブを強めるため、国庫負担水準の2分の1への引上げは望ましい。（堀）
- ・ 基礎年金については、全ての高齢者の基礎的な生活費の保障を行うものとして、賦課方式の財政方式をとり、次回改正で国庫負担の水準を2分の1に引き上げ、その間に間接税方式へと転換すべき。（岡本・矢野）
- ・ 保険料負担の上昇をできるだけ抑制するため、基礎年金の国庫負担を早急に2分の1に引き上げるべき。（大山・山口・向山）
- ・ 税財源の持つメリットを活かし、保険料の上昇幅を抑えるためにも、国庫負担の割合を2分の1にすべき。（渡辺）
- ・ 国庫負担水準の2分の1への引上げの趣旨は、最終保険料率を抑えるためである。（神代）

【国庫負担の引上げについては、低所得者や過去期間分の債務の償却に着目してもよいとする意見】

- ・ 国庫負担割合の引上げ分については、低所得者個人に着目した国庫負担の要素を組み込むべきではないか。また、過去期間分の債務の償却に重点を置いて配分するという考え方を取り入れてもよいのではないか。その場合、高齢者も相当な財源を負担していただくことが妥当であり、仮に消費税を引き上げて対応

するのであれば、それに伴う物価上昇分は年金スライドの対象から一部または全部控除する対応が必要。(山崎)

○基礎年金国庫負担割合の引上げのための安定した財源をどのように確保すべきか。

【基本的には消費税や年金税制の見直しで財源を賄うこととする意見】

- ・国庫負担を2分の1に引き上げることが望ましく、その財源は、年金税制の適正化と消費税引上げによる増税分を充てるのが望ましい。(堀)
- ・年金税制の改革による税収を、基礎年金国庫負担2分の1への所要財源には及ばないものの、引上げの財源とすることが考えられる。(神代)
- ・基礎年金国庫負担2分の1への引上げは、間接税方式への移行過程の一つと位置付けるべき。まず、徹底した歳出の合理化による財源の捻出を基本とし、その上で、中長期的に持続可能な制度を構築していく観点から、受給者を含め国民が薄く広く負担する消費税を活用していくことが求められる。(岡本・矢野)
- ・基本的には、消費税を目的税として充てるのが望ましいが、現状では消費税の引上げは妥当でない。当面は歳出構造の見直しで対応すべき。(渡辺)

【間接税を所得保障の財源とすべきでないとする意見】

- ・比較的低所得で子育てをしている世帯や母子家庭など、消費性向の高い世帯にとっては、消費税負担は不釣り合いに重い。逆進性を持つ間接税を所得保障の財源とするのは不適當。(大澤)

②年金収入に対する課税

○年金受給者に対しては、公的年金等控除により、現役世代と比較して優遇した措置が税制上講じられているが、世代間・世代内の公平を確保する観点からの見直しをどう考えるか。

【公的年金等控除を縮小するべきとする意見】

- ・拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則を徹底し、現役世代の課税最低限を上回らない水準にまで課税最低限を引き下げるべき。公的年金等控除は縮小・廃止すべき。(岡本・矢野)
- ・公的年金等控除については、給与所得控除の水準にまで下げるべき。(山崎・大澤)
- ・拠出段階で非課税であること、給与所得等と比べ優遇しすぎていること等から、公的年金等控除は縮減する必要がある(堀)。
- ・経済的弱者ではない高齢者には負担を求めるといふ所得再分配政策を考えていくべき。(翁)
- ・税制は、高齢者も現役と同様とすべき。(若杉)

【上記見直しの際、生活実態等への配慮が必要とする意見】

	<p>○年金収入に対する課税を強化した場合の増収分の取扱いをどう考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金等控除の見直しは検討しなければいけない。しかし、高齢者世代は若い世代よりも所得格差が大きいことや、年金だけに頼っている高齢者世帯が6割もあることへの配慮が必要。その他の収入と併せて控除を考えていくべき。(向山) ・ 年金税制は、基本的には給与所得と同じ基準によることが望ましい。ただし、改正する場合は、所得階層別に差をつけ、かつ経過措置をおいて実施することが望ましい。(神代) ・ 年金課税は、仕送りをしている若い世代との不公平のない制度にすべき。ただし、資産の有無など高齢者内の格差にも配慮したきめ細やかな仕組みが必要。(杉山) <p>【遺族年金・障害年金の非課税措置も見直しが必要とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺族年金・障害年金も課税対象にする必要がある。(堀) ・ 遺族年金・障害年金の非課税措置については、有子遺族と障害者に限定すべき。(山崎) <p>【基礎年金の国庫負担水準の引上げに充てるべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫負担を2分の1に引き上げることが望ましく、その財源は、年金税制の適正化と消費税引上げによる増税分を充てるのが望ましい。〈再掲〉(堀) ・ 年金税制の改革による税収を、基礎年金国庫負担2分の1への所要財源には及ばないものの、引上げの財源とすることが考えられる。〈再掲〉(神代) ・ 年金課税の見直しによる増収分は、将来世代の保険料負担増を緩和するための基礎年金の国庫負担割合の引上げや、育児等の次世代育成支援に充てるべき。(山崎) <p>【子育て支援に充てるべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金課税の見直しによる増収分は、将来世代の保険料負担増を緩和するための基礎年金の国庫負担割合の引上げや、育児等の次世代育成支援に充てるべき。〈再掲〉(山崎) ・ 非課税になっている年金に課税し、その増収分を子育て支援、次世代育成支援に充てるべき。ただし、安易な現金給付や専業主婦にだけインセンティブがつくような時代に逆行したものでなく、「将来、年金の支え手になる人材の育成」という視点から取り組むべき。(杉山) 	
<p>5. 支え手を増やす方策</p>	<p>○就労形態を含めた個人のライフスタイルの多様化に対応して年金保</p>	<p>【安定的な制度運営を行う観点から支え手を増やす取組を評価する意見】</p>	

①取組の意義

障の充実を図るとともに、少子高齢社会においても給付と負担のバランスを図り安定的な制度運営を行っていくことが重要ではないか。

- ・働く女性は増えているけれども厚生年金の被保険者は増えていない。女性の雇用者が年金の支え手となることが必要。第3号被保険者は支え手として期待できる。(井手)
- ・女性、特に第3号被保険者を中心に支え手を増やす考え方、また、高齢者の雇用拡大によって支え手を増やす考え方に賛成。(渡辺)
- ・雇用形態に対する事業主負担の中立性を確保することが必要。(山崎)
- ・これ以上、支給開始年齢の引上げや給付の引下げ、保険料の引上げなどはすべきでない。保険料を払える人を増やすことに目を向けるべき。(今井)

【年金保障の対象を拡大する観点から評価する意見】

- ・労働形態、家計の形態が多様化する中で、これまでの制度ではカバーされなかった人々も年金制度の恩恵を受けるようにするべきである。(若杉)
- ・ワークスタイルの多様化が進んでおり、仕事の内容でなく「立場」により保険料の負担や給付が変わることは納得性に欠け、また届け出漏れなどで一層の空洞化が生じるおそれもある。〈再掲〉(井手)

※ 公的年金制度は、自らが自らを支えるのであり、加入者を増やすこと自体は長期的には財政的には中立であるので、原資の提供者を拡大するというように受け止められる「支え手を増やす」という言い方は適切ではない。(若杉)

【関連して外国人労働についての検討が必要とする意見】

- ・少子高齢化が急速に進む中、外国人労働のあり方について、本格的な国民的論議の課題として取り上げる必要がある。(矢野)

②短時間労働者等に対する厚生年金の適用

○短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大を図るべきではないか。その場合、保険料負担の増加、年金財政への影響、健康保険との取扱いの均衡等について、どのように考えるか。

○派遣労働者に対する厚生年金の適

【短時間労働者に対する厚生年金の適用を進めるべきとする意見】

- ・ライフステージに応じて多様な働き方をする女性にとって、(今後は男性も)短時間労働者である期間に関しても厚生年金を適用することが、将来の保障のために必要。(井手)
- ・所得のある者は保険料を拠出するのが原則であり、非正規就労者への厚生年金の適用を拡大する。しかし、定額の給付があるため、低賃金の者への適用拡大には限界。(堀)
- ・短時間労働者の適用については、年金・健康保険一体の原則で

用拡大について、どう考えるか。

進めるべきであり、短時間労働者に対する適用拡大による財政効果については、厚生年金のみならず、医療保険や税も含めて考えるべき。(山崎)

- ・パートタイム労働者の均等待遇が生産と雇用を増やし、年金財政を支える。(大澤、杉山)
- ・事業主負担については、雇用形態、労働時間、賃金等に対して中立的な、賃金の支払総額を課税標準(外形標準)とする賃金支払い税方式を採用すべき。(山崎、杉山)

【短時間労働者に対する適用拡大を論じるには定量的な議論が必要とする意見】

- ・支え手の拡大について、定性的な議論だけでなく、年金財政に与える影響について定量的な議論が必要。(矢野)

【個人事業所の労働者保護の観点から考える意見】

- ・一定の年齢とともに主たる収入がなくなった場合に生活を支えるという年金の役割を踏まえ、現在は任意加入になっている5人未満の個人事業所にも厚生年金を適用すべき。(大山・山口・向山)

③高齢者の就労促進

○現在の在職老齢年金の仕組みについて、高齢者雇用との関わりをどう評価するか。

【在職老齢年金制度が一定の就労促進効果を有するとの意見】

- ・在職老齢年金制度の就労阻害効果が主張されるが、賃金が増えれば「賃金+年金」も増えるなどから疑問。支給開始年齢が完全に65歳まで引き上げられるまでは、基本的に現行制度の枠組みを維持すべき。屈折点となる所得額、限界税率は見直しの余地がある。(堀)
- ・平成6年の在職老齢年金制度の見直しは、雇用情勢が悪化する中で高齢者の雇用を維持する一定の効果があったとも考えられる。(山崎)

○高齢者の本格的な就労を促進していくため、就労に対して年金制度の影響が及ばないような新たな仕組みを検討することについてどう考えるか。

【在職老齢年金制度以外の方策についての意見】

- ・繰り下げ支給案は、限界税率が変わらなければ就業阻害効果は現行と変わらない点、②事業主が在職老齢年金をあるものとして賃金額を決定するおそれがあり、賃金抑制効果も現行と変わらない点で、問題がある。(堀)
- ・支給開始年齢が65歳に引き上げられた後は、支給開始年齢という考えを廃止し、年金額の調整を行った上で60～69歳のいつからでも受給できる考えに変えるべき。(堀)

		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を雇用することの年金財政上の貢献に応じた事業主負担制（メリット制）の導入を提案。（山崎） ・在職者にも年金を全額支給した上で、年金と給与を合算して思い切った課税強化を図ることも考えられる。（山崎） 	
<p>④次世代育成支援</p>	<p>○少子高齢化が将来の我が国の社会経済に大きな影響を及ぼすことが予想される中で、公的年金制度においても次世代育成支援に向けた対応をとることをどう考えるか。</p> <p>○育児期間中の者に対する保険料の免除等の配慮措置を拡大することについてどう考えるか。</p> <p>○年金の給付と負担における措置にとどまることなく、例えば、公的年金の積立金を財源とした新たな教育資金の貸付制度の創設や年金制度における保育費用の助成等、育児や子育てを支援する措置を講</p>	<p>【年金制度での次世代育成支援を肯定する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金制度でも、少子化対策としてできるものを実施すべき。（堀） ・年金制度での対応は、出産・育児のため年金に関し不利になっているとすれば、それを解決するのが基本。（堀） ・親の所得、職業、就業形態に関わりなく、子どもに着目した普遍的な支援を基本に置く支援をすべき。（山崎、杉山） <p>・育児・介護期間中の者に対する配慮措置が必要。第1号被保険者も育児・介護期間中は保険料の負担をなくすべき。（今井、杉山）</p> <p>・育児や介護のために仕事を辞めるあるいは休む選択をした者に対して社会全体で配慮することは、特にこのような少子高齢化の社会においては問題がない。ただし、まずは第3号被保険者の問題を解決し、個人の生き方に公平なものとするのが前提。（杉山）</p> <p>・次世代支援については、年金を使った奨学金制度が有効。年金のありがたみが増し、若者も年金を身近に感じることにつながる。（杉山）</p> <p>・「若者皆奨学金」案については、基本的に賛成。（堀）</p> <p>【育児期間中の者への配慮措置に反対はしないが、効果は疑問とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護期間中の配慮は不当ではないが、少子化対策としての有効性は疑問。（大澤） <p>【少子化対策は必要だが年金制度の外で行うべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子化対応を進める必要はあるが、公的年金制度の財源を制度本来の趣旨と異なる目的に流用すべきではない。（岡本・矢野） ・現在の支え手（女性被保険者）を失うことなく、将来の支え手（子ども）を減少させないためには、年金制度の枠組みの中での経済的直接的支援よりも、就業環境、社会環境を整備して、 	

	<p>じることについてどう考えるか。</p>	<p>子育てにより現在の仕事と収入を失わずにすむようにする方が効果的。(井手)</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代育成は、年金制度の中での経済的支援よりも保育サービスの充実等の社会基盤の整備で考えるべき。(矢野・大澤・大山・翁・山口・向山) <p>【社会保険システムを活用した育児支援の枠組みを検討すべきとの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 育児の社会化という観点からすれば、社会保険システムの活用が最も有効。育児保険制度のイメージとしては、保育等のサービスを中心とした支援を進める観点から、介護保険のような地域保険型、出産・育児費用の軽減等の現金給付を中心とした支援を進める観点から年金保険のような国民保険型、さらに、サービス、現金給付を総合的に提供する一元的制度が考えられる。(山崎) 	
<p>6. 女性と年金 ①女性のライフスタイルの変化と給付設計の在り方</p>	<p>○女性のライフスタイルが多様化する中、年金制度の給付設計についてどう考えるか。</p> <p>○給付設計を個人単位とした場合に、女性の年金保障をどうとらえるか。</p>	<p>【制度の給付設計の単位・モデルを見直すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度間の負担方式が異なる中、配偶者の加入する制度により被扶養者の年金が変わることは不相当で、制度の個人単位化を図るべき。(今井) 夫婦につき、保険料納付記録を2分2乗すべき。遺族年金は選択制とすべき。(大澤) 男性稼ぎ主、専業主婦モデルには矛盾がある。不合理かつ選択に中立的でない。(大澤) <p>【個人によっては年金保障は十分ではないとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 無償で家事や農作業に従事してきた女性に、十分な年金保障がされていない。(今井) 	
<p>②第3号被保険者制度</p>	<p>○女性の就労の進展等、経済社会情勢の多様な変化の中で、現在の第3号被保険者に係る給付や負担の在り方をどう考えるか。</p>	<p>【第3号被保険者制度等が男女の経済力の平等化を阻害しているとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労時間や賃金率を調整して制度に依存するようになったり、それによって女性全体の賃金水準が低下するなど、第3号被保険者制度などの制度が、男女の経済力の平等化を阻害している。(大澤) <p>【育児・介護期間中の者以外の被扶養者は定額負担すべきとする</p>	<p>※さらに以下のよう な論点が考えられ る。 ○第3号被保険者に 係る保険料負担 を、従来どおり第 2号被保険者の負 担能力に応じて求</p>

		<p>意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3号被保険者制度を育児・介護期間中の被扶養配偶者に限り、その他の被扶養配偶者は一定額負担すべき。(今井) <p>【第3号被保険者の負担能力を指摘する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和60年以前は専業主婦の7割が任意で年金保険料を納めており、負担能力はあるという指摘があったことなどを踏まえ、第3号被保険者制度は見直すべきである。(井手) <p>【短時間労働者に対する厚生年金適用との関連で、第3号被保険者制度の見直しが必要とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間労働者に厚生年金の適用拡大を実施する場合には、公平性の観点から第3号被保険者制度の見直しが必要。(井手) <p>【個人単位化を評価する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得分割方式による個人単位化がもっとも合理的。(山崎) <p>【給付面で調整すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欧米の制度や健康保険でも負担能力のない者は負担が減免されている。逆に、給付の面で調整することが考えられるのではないか。(神代) <p>【負担能力に欠ける者への配慮が必要とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の日本は、片働き世帯と、妻が補助的就労の共働き世帯がかなり存在する。就労する者のみに個人単位の年金を支給するのは、就労しない者の年金保障に欠ける。負担能力の欠ける、あるいは低い者への保険料賦課は困難であり、まずは女性に不利な雇用・就労の改善が最重要課題。(堀) 	<p>めるという方法についてどう考えるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受益に着目した保険料負担を求める場合、妻自身に保険料負担を求める考え方と、夫を通じて保険料負担を求める考え方があり得るが、どちらが適当か。 ○育児・介護期間中は、第2号被保険者で従来どおり負担するという仕組みについてどう考えるか。
<p>7. 公的年金と私的年金の役割分担</p>	<p>○私的年金は、公的年金を補完して、多様化したニーズに対応する役割を果たしており、それぞれの役割を踏まえ、公的年金を土台として、両者を組み合わせて老後の収入を確保するという位置付けについてどう考えるか。</p>	<p>【公的年金の役割を再考すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2階部分を薄くしていき、税制上の措置等により、既存の確定拠出年金をふくらませていく方向が望ましい。(翁) ・公的年金、企業年金、個人年金のバランスをもう一度考えることが必要。公的年金の代替率は高すぎるので、30%程度に引き下げていくべき。自助(個人年金)の役割が限定的である点は再検討する必要がある。(若杉) ・公的年金を取り巻く客観的状況を考えると、今後は、国民一人ひとりが自立・自助の精神に立脚して現役時代に老後の準備を 	

		<p>することを社会の規範とすべき。(岡本・矢野)</p> <p>【私的年金の基盤整備が重要とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的年金制度のカバーする範囲が縮小せざるを得ないことから、自助・共助に対する政策インセンティブ、とりわけ私的年金に対する税制上の支援措置(特別法人税の撤廃、確定拠出年金の利便性の向上等)を高める必要がある。(岡本・矢野) <p>【公的年金の役割の再考には慎重な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障給付を切り下げても、私的負担に振り替えられるだけである。(大山・山口・向山) <p>【公的年金の役割を明示することが必要とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金が保証するのはここまでだ、と若い世代に情報提供したほうがいい。足りない分は自助努力や市民間の支えあい(共助)で用意することができる。そのための環境整備も必要。(杉山) 	
<p>8. 国民年金保険料の徴収</p>	<p>○国民年金保険料について、どのように収納対策の強化に努めていくか。</p>	<p>【国民の年金に対する不信感を払拭することが必要とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金に入っていないければ損だということを分かってもらうことが必要。(近藤) ・入らないと自分が損をするということを強調して勧誘していくべき。また、そういう魅力ある制度にしなければならない。(若杉) ・世代間、世代内の不公平を解消することが何より効果がある。既に相当程度の事務費をかけており、さらに納付督励策の事務コストを上乗せするのであれば、費用対効果を見た対策が必要。(井手) <p>【保険料納付は国民の義務であるという立場から収納対策を強化すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金の悪質滞納者については、少なくとも国民健康保険並みの滞納処分を行うべき。あわせて、未納者については、個人年金・生命保険の保険料控除の適用を除外すべき。(山崎) ・社会保険料と租税の一体的徴収を早期に実現するための検討を行うべき。(岡本・矢野) ・督促を行っても納付はしない者に対しては滞納処分を行うべき。また国民皆年金の下では保険料納付は国民の義務であること、義務を果たさない者に対してはペナルティーがあることを 	

		<p>明確に教育すべき。(矢野)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪質な滞納者に対しては、滞納処分を行うべき。また、学校教育の場では、なぜ保険料を納めなければならないのか、明快な説明が求められる。(渡辺) 	
<p>9. 年金改革と他の社会保障制度改革</p>	<p>○他の社会保障制度などとの関係で、年金の給付と負担の水準をどうとらえるべきか。</p>	<p>【給付と負担の水準は総合的に考えるべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担水準については、他の社会保険料や税負担全体を考慮することが必要。(堀) ・医療、介護、年金のトータルの組み合わせで給付を見ていくことも必要。(杉山) ・給付水準の設定に当たっては、医療、福祉、税制との関連を含めた総合的な検討が必要。(山崎) ・公的年金以外の収入を含めて、高齢世代と現役世代の実質的な均衡が図られるように、給付と負担の水準を設定すべき。(山崎) ・少子化対策や雇用対策、税制等の様々な施策と有機的に連携させて議論を進めるよう関係各所に働きかけていくことが必要。(翁) <p>【国民負担率の上昇を抑制すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護等を含めた現在の社会保険料負担は既に現役世代、企業にとって相当重く、安易な社会保険料の引上げを行うことなく、国民負担率の上昇を極力抑制していく必要がある。(岡本・矢野) 	

(敬称略)